

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第五編 言論統制と文化運動

第二章 学問研究にたいする弾圧

満州への侵略が開始されるとともに、民主的・自由主義的な学者とその学説にたいする迫害が強まり、一九三三年に滝川事件——京大滝川幸辰教授の講演「復活に現われたるトルストイの刑罰思想」と発禁になった著書「刑法読本」「刑法講義」が、右翼から攻撃されて議会で問題となり、大学側の抗議にかかわらず閣議決定で休職となり、法学部の教授、助教授、講師、助手、副手三九名が連袂辞表提出、八教授免官、学生委員検挙等——、一九三五年には美濃部事件——貴族院議員美濃部達吉博士の天皇機関説が、軍部と右翼の強迫を受け、「憲法撮要」等三著書が発売禁止、二著改訂命令、不敬罪・出版法違反で取調、貴族院議員・学士院会員辞任、ピストル狙撃で負傷、政府声明でこの学説の講義禁止宣言——がおこった。一九三六年には、さきの「日本資本主義発達史講座」につづいて「日本封建制講座」を企画中の平野義太郎・山田盛太郎・小林良正ら五名の研究者が、他の「文芸街」「文芸評論」「社会評論」「時局新聞」などのメンバー二九名といっしょに戒厳令下に検挙された(いわゆる「コム・アカデミー事件」)。

日中戦争勃発以後、学問と大学にたいする干渉はいっそう強化された。東京帝大教授矢内原忠雄の特別講義「満州問題」(のち刊行)にたいして軍事教官は聴講しないよう学生に伝えていたが、一九三七年九月号の「中央公論」に執筆した論文「国家の理想」などが右翼学者によって攻撃されて削除を受け、同教授は一二月に大学を追われた。(翌年、著書「民族と平和」および「民族と国家」発禁)。この月「人民戦線事件」の一環として検挙された「労農派」同人との関連で、一九三八年二月には、「教授グループ」として、東大教授大内兵衛・同助教授有沢広己・脇村義太郎ら一名が治安維持法違反で検挙された(「人民戦線事件」第二次検挙)。大学の現職教員がこれほど大量に検挙されたのは初めてのことであった。起訴された帝大教授たちは休職処分を受けたが、多くは六年にわたる長い裁判闘争ののち、一九四四年八月の第二審で無罪の判決が下った。しかし東大内田総長の辞表勧告を拒否すると、大学は罷免を強行した。内務省警保局はこれら人民戦線派検挙者の執筆原稿の雑誌その他への掲載を禁じ、大内兵衛著「財政学大綱」は休版を命ぜられた。なお「人民戦線事件」第一次検挙に「労農派」として検挙された中には、向坂逸郎、大森義太郎、猪俣津南雄らが含まれていた。四一年の第一審で、山川均(五年)・荒畑寒村(三年)・向坂逸郎(三年)・青野季吉(三年)・高橋正雄(執行猶予)の判決を受け、猪俣・大森は第一審の審理中に、「教授グループ」の南謹二は第二審の審理中に病死した。

東大教授河合栄治郎はもともとマルクス主義反対の学者であり、かつては文部省の「学生思想善導」の仕事をした自由主義者であったが、五・一五事件や国家主義運動にたいして勇敢な批評を加え、一九三八年一〇月に「ファシズム批判」「時局と自由主義」「改訂社会政策原理」「第二学生生活」の四著書が発売禁止処分となり、翌年初め警察署の取調べを受けた。大学は休職処分となり、二月には出版法違反で起訴された。第一審は無罪、第二審では「我が国民の道義心を壊乱するの虞ありて安寧秩序を妨害する文書」四種を発行させたことにより、出版法第二七条によって、罰金三

〇〇円(前二著につき各一〇〇円、後二著につき各五〇円)の判決を受け、大審院では上告棄却となって罰金刑が確定した(四三年六月)。

一九四〇年には、日本古代史の碩学・早大教授津田左右吉に矢が向けられた。これより先、東大法学部の「赤化帝大教授」たちが右翼からの攻撃を受けていたところに津田博士が新設の東洋政治思想史の特別講師に迎えられて同学部の講壇に立ったことをきっかけにして攻撃の的となった。一月、同博士が前年「中央公論」に発表した論文「日本に於ける支那学の使命」が「帝大肅正期成同盟」なる団体から一三個所の不穏字句を指摘され、ついに大学を辞任せざるをえなくなった。つづいて二月に、「神代史の研究」「古事記及日本書紀の研究」(いずれも一九二四年出版)「日本上代史の研究」(一九三〇年出版)「上代日本の社会及び思想」(一九三三年出版)の四著書は発売禁止となり、翌日、出版者とともに出版法違反で起訴された。公判は傍聴禁止となって四一年から四二年にかけて開かれ、結果は「古事記及日本書紀の研究」のみが有罪となり、「神武天皇より仲哀天皇に至る御歴代天皇の御存在に付疑惑を抱かしむるの虞ある講説を敢てし奉り、以て皇室の尊厳を冒瀆する文書を著作し」との理由で、出版法第二六条によって、禁錮三ヵ月執行猶予二年(罰金は刑法施行法の改正で廃止)の判決を受けた。その後控訴がおこなわれ、放置されたまま時期を経過し、一九四四年一月、時効によって免訴となった。なお、これより先、決戦教学刷新の方針から閉鎖された文化学院前校長西村伊作は、不敬罪および言論出版集会結社等臨時取締法第一八条(人心惑乱の罪)違反で四三年九月に起訴されている。

これら大学教授にたいする迫害・追放と表裏をなして、大学の自治にたいする干渉も進められた。一九三三年の東大配属将校増員問題などが端緒となり、一九三八年から三九年にかけて、陸軍大将荒木文部大臣をはじめ、しばしば各帝大総長を招致して大学自治にたいする監督権を強化しようとし、(朝日新聞社「大学の自治」)、あるいは総長・学部長の選挙や教授の任免方式の改革を要請し、あるいは問題になった教授たちの処分の促進をせまり、さらに大学に軍事教練を必修化させ、大学の学生自治運動を弾圧した(三八年二月、東大セツルメント閉鎖、四〇年四月、東京学生消費組合解散)。検挙された東北大学助教授宇野弘蔵は、裁判所で無罪となり、四一年一月の教授会は復職を議決し、復職の辞令が発せられたが、その直後「依願免官」となった。学生の自治・民主化の運動、研究会活動の弾圧として規模の大きかったのは、一九四〇年の天皇東大行幸問題に関連しての東大事件(学生約一二〇名検挙)と一九四三年の大阪商大事件(教授学生約一〇〇名検挙)であった。後者の商大事件では、追放教職員一名(うち検挙四名)、起訴者三三名がでた。なお司法省の調査によれば、三七年から三九年までの学校教員の思想犯による処罰は、大学二名(うち起訴九名。以下同じ)、高校一名(一名)専門学校五名(二名)、中学校一六名(五名)であり、三七年より四〇年までの左翼学生検挙者は五二五名、起訴者六七名、その一九二五年以来の合計数は検挙五三七七名、起訴四五四名であった(司法省刑事局「最近に於ける左翼学生運動」、思想研究資料特集第八五号、四一年五月発行)。

(この項は前掲の諸資料のほか、田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義「大学の自治」、一九六三年刊。大内兵衛・有沢広己・脇村義太郎・美濃部亮吉・高橋正雄「二十年前」、世界、一九五八年四月号。家永三郎「大学の自由の歴史」、一九六二年刊、などによる)

大学の枠外の研究者集団にたいする弾圧の代表的なものは、一九三九年の「唯物論研究会」の弾圧であり、その他、一九三七年の「世界文化」、一九四一年の「教育科学研究会」などの関係者の検挙事件などがあつた。

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
